

注意！！

ジャンボタニシ駆除に椿油かすの使用は
農薬取締法違反
となります！



写真は山口県病害虫防除所より提供

○肥料として販売されている「**椿油かす**」は、農薬としての登録は受けていないため、ジャンボタニシ防除の目的で販売、使用することは、**農薬取締法**で**禁止**されています。

※最高で3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金対象となります。

○椿油かすに含まれている「**サポニン**」は**魚毒性が高い**ため、水路や河川へ流出した場合は、魚介類に影響を及ぼします。肥料として使用する場合は、流出しやすい場所では使用しないで下さい。